

佐々町立佐々中学校学校だより(HP)

「ときめき」第9号 令和3年7月9日(金) 文責 校長 井上博之

○ 薬物乱用防止教室を行いました

6月25日(金)5,6校時、本校体育館にて、3年生を対象として薬物乱用防止教室を実施しました。講師は、毎年この指導をお願いしている、本校薬剤師です。DVDを視聴し、その後の講話、質問コーナーを設けました。生徒から多くの質問があり、感想として「自分には関係のない事だと思っていたが意外と身近にあり、怖いと思った」「フラッシュバックの恐ろしさを知った」「体の影響は知らなかったがよく理解できた」などの感想がありました。ぜひ、ご家庭でも話題にしていただければ幸いです。



○ 少年の主張 佐々大会 が行われました

6月26日(土)9時30分より、佐々町地域交流センターにて、令和3年度 第34回少年の主張佐々大会が実施されました。今年度は感染症対策のために、発表者とその保護者、大会役員、学校関係者数名ずつのみの会場参加となりました。

発表者は口石小から2人(6年生)、佐々小から2人(6年生)、本校からは、次の6人の素晴らしい意見発表がありました。

- ・(1年女子)「なぜ、私だけ厳しいの」 姉妹関係の中で、姉の自分に対する厳しさの中にある愛情や優しさに気づいたこと、そこから人を見る視点を変えることの大切さに気付いたこと、人それぞれの個性や価値観を認め大切にすることを伝えました。
- ・(1年女子)「努力の大切さ」 小学校時代にバスケットボールに出会い、上手になりたいと思い、努力を続けたこと、そして県選抜に挑戦し合格した経験を通して、実力が向上する喜びや目標を達成するために努力が必要であることを伝えました。
- ・(2年女子)「明日の保障」 毎日の何気ないあいさつ「ってきます」「ありがとう」の中にある本当の意味、家族の悲しい体験を通して、命の大切さと共に、生と死がとなりあわせであり、明日の保障がないこと、だからこそ、一日を大切に生きることの重要性を伝えました。(校長講話で一部紹介しました)
- ・(2年男子)「川を守る」 佐々川の歴史やその変遷を調べ、佐々川の実しさの要因はダムがないことや、河川の環境保全の重要性、ダム以外の方法で自然環境を守る方法などを示し、私たちの命をつないできた佐々川の恩恵を実感し、川を守ることでより豊かな未来を創ることの大切さを伝えました。
- ・(3年女子)「螺旋階段のように」 過去の転校や人間関係のつらい体験と、先生に相談し、友達の温かい励ましやクラスの雰囲気乗り越えたこと、生徒会役員に挑戦して成長したこと、それらの体験から、人生を螺旋階段に例え、試行錯誤や失敗をしながらも1段1段上がっていくことの大切さを伝えました。
- ・(3年男子)「コロナに勝つために」 コロナのため大切な人に会えないまま、悲しい別れとなったつらい経験から、「怒り」「くやしき」「疑問」が生じた。そして、自分なりに調べて考え、今大切な事は、感染の可能性や予防の重要性を一人一人が意識して行動する、みんなで協力し、耐えてコロナ禍を乗り越えていくことの重要性を伝えました。

私は審査員の一員として、小学生のみ審査を行いました。どの児童生徒の発表も、それぞれの体験の中から自分の考えを工夫しながら上手に表現していました。

他の審査員の方からは、特に、『中学生の発表は本当に素晴らしかった。すごい。よく練習している。感動した。』などの感想が多く聞かれました。私もそう感じました。テスト勉強などもある中、よく練習して素晴らしい発表をやり遂げたと思います。

今回の素晴らしい発表を聞いて、『人に想いを伝えることの大切さ』や、その難しさ、また、言葉の力『言霊』を実感しました。とても素晴らしい大会でした。

最優秀賞と優秀賞の発表原稿は、「少年の主張長崎県大会」に推薦され、県民会議で選考後、代表選出されれば同大会(8/24長崎市)に出場します。

○ 7月は長崎県「ココロねっこ運動強調月間」です

内閣府は、昭和54年以来、毎年7月を「青少年の非行、被害防止全国強調月間」と定め、青少年の非行・被害防止対策の推進を呼びかけています。それに合わせて長崎県でも7月を強調月間と位置付けて、次の内容を最重点課題として呼びかけています。

- ◎ペアレンタルコントロール(親としての制限～保護者が監視や制限により、未成年に悪影響を及ぼす映像ソフト、ゲームソフト、Webサイトへアクセスしないようコントロールすること)等によるインターネット利用にかかる子供の犯罪被害等の防止
- 有害環境への適切な対応 ○薬物乱用対策の推進 ○不良行為及び初発型非行(犯罪)等の防止 ○再非行(犯罪)の防止 ○いじめ・暴力行為等の問題行動への対応

携帯端末の所持が大人から未成年へ広がり始めたところから、その悪用により、毎年非常に多くの事件事故が報告されています。被害にあうのは子供たちであり、場合によっては加害者になるケースもあります。誰もが快適にネットを楽しむためには、情報モラルに加え、個人情報保護やその他の条例等の法律の知識も必要となります。未成年であればその責任は利用を許可した保護者も負うこととなります。大切な子供を守るために、改めて、各家庭でペアレンタルコントロールができているかをご確認ください。